

# 平成28年度の市・県民税(個人住民税)の改正点をお知らせします

問／課税課 ☎463-2852～3

## 公的年金からの特別徴収制度の見直し

一定額以上の公的年金を受給されている65歳以上の方で、市・県民税の納税義務のある方は、市・県民税が公的年金から特別徴収(天引き)されていますが、平成28年度から以下の点が改正されます。

### 1. 年金所得に係る特別徴収税額が変更された場合や市外に転出した場合における特別徴収の継続

公的年金から特別徴収(天引き)されている方の年金所得に係る特別徴収税額が変更された場合や市外に転出した場合においては、普通徴収へ切り替えていましたが、一定の要件の下、特別徴収が継続されることとなりました。

### 2. 仮特別徴収税額の見直し

公的年金から徴収する個人住民税の税額の平準化を図るため、特別徴収税額の算定方法を次のとおり見直します。

	現行(平成28年8月まで)	改正後(平成28年10月以降)
仮徴収額(4・6・8月)	前年度分の本徴収額×1/3(2月と同じ額)	前年度分の年税額×1/2×1/3
本徴収額(10・12・2月)	(年税額-仮徴収額)×1/3	(年税額-仮徴収額)×1/3

## ふるさと納税の拡充

### 1. 特例控除額の上限の引き上げ

平成27年1月1日以降に都道府県・市区町村に対して寄付した場合(ふるさと納税)における特例控除額の上限が所得割額の10%から20%に引き上げられました。

### 2. ワンストップ特例制度の創設

平成27年4月1日以降に支払った都道府県・市区町村に対する寄付金(ふるさと納税)について、一定の要件に該当する方は、寄付先の自治体に「申告特例申請書」を提出することにより所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出することなく、税制上の優遇措置を受けることができる制度が創設されました。この制度を利用した場合、所得税および復興特別所得税における軽減額に相当する額が「申告特例控除」として個人市民税・県民税所得割から軽減されます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、ワンストップ特例制度の適用を受けることができません。

- 所得税の確定申告を要する場合
- 所得税の確定申告および個人住民税の申告を行った場合
- 申告特例申請書を提出した自治体の数が5を超えた場合
- 申告特例申請書または申告特例申請事項変更届出書に記載した市区町村と寄付した年の翌年の1月1日にお住まいの市区町村が異なる場合

## 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の延長

居住年の適用期限が延長され、「平成31年6月30日まで」に居住した方が対象となりました。

### 朝霞税務署からのお知らせ

#### 確定申告書は自宅で作成できます

～国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」をぜひご利用ください～  
〔<http://www.nta.go.jp>〕

画面の案内に従って金額等を入力していただくと、税額などが自動計算され、申告書が作成できます。作成した申告書は郵送で提出することができます。なお、朝霞税務署では、平成27年分の所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を平成28年2月16日(火)から開設します。※申告会場の開設日前は、長時間お待ちいただく場合があります。

また、電話による「申告案内窓口」☎467-2211(自動音声案内「0」)を、平成28年1月から開設します。

#### ご注意

**駐車場がなくなります!**(平成28年1月～)

臨時駐車場としてご利用いただいていた当署隣接地にハローワークが建設されることとなりましたので、申告にお越しの際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

### 納税には…

#### 便利で安全な振替納税(口座振替)をお勧めします!

- 納税をうっかり忘れることなく、振替日にご指定いただいた預貯金口座からの引き落としにより自動的に納付ができます。
- 金融機関や税務署の窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です。
- 一度手続きをすれば、継続して利用できます。

#### 提出書類

##### 「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」

(金融機関への届出印の押印が必要です)

用紙が必要な方は税務署へお尋ねください。また、国税庁ホームページからもダウンロードできます。

問／朝霞税務署(管理運営部門) ☎467-2211(代表)